

特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて

平成28年2月3日
原子力規制庁

1. 経緯

発電用原子炉施設の新規制基準で定めた特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて、平成28年1月29日の原子力規制委員会臨時会で審議し、以下のとおりとなった。

○原子力規制庁から、特重施設に関する審査の取りまとめ方の案について説明がなされた。

○特重施設に関する審査結果については、非公開の内容も含めて審査書案として取りまとめた上で、セキュリティの観点から公開すべきではない部分を適切にマスキングしたものを公開することとなった。

○審査書案のうち公開した内容に対する科学的・技術的意見の募集については、下記の採決の結果、募集を行わないこととなった。

案1：意見の募集を行わない　：田中委員長、田中知委員、伴委員

案2：意見の募集を行う　　：更田委員長代理、石渡委員

2. 対応方針

以上を踏まえ、別添のとおり審査結果の取りまとめを行う。

なお、非公開の内容を含む審査書案については、非公開の原子力規制委員会において審議を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開することとなる。

審査書案の審議後、公開の原子力規制委員会において、平和利用及び経理的基礎に係る審査結果を含め、原子炉等規制法に基づく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取について審議いただく予定。さらに、両機関からの回答を踏まえ、設置変更許可に対する最終的な結論について公開の原子力規制委員会で審議いただく予定。

特定重大事故等対処施設に関する審査の取りまとめについて

平成28年1月29日
原子力規制委員会

発電用原子炉施設の新規制基準で定めた特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）に関する審査については、平成27年1月14日の原子力規制委員会で確認したとおり、セキュリティの観点に配慮し、公開の審査会合で基本的な考え方を確認した上で、非公開の審査会合で具体的な施設の仕様や配置場所等について審査を行うこととしている。《参考資料》

今後、特重施設に関する審査結果を取りまとめるに当たり、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮する必要があることから、以下のように進めることとする。

○審査結果について、非公開の審査会合で扱っている内容（具体的な施設の仕様や配置場所等）も含めて審査書案として取りまとめることとなるが、セキュリティの観点から公開すべきではない部分（※）以外については、公開することとする。

※公開の考え方について

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に則して、情報公開法第5条の不開示情報に該当するものを公開しないことを原則とする。例えば、特重施設に係るテロ等の想定、特重施設の設備名、設置場所、強度、数に関する情報など、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報は公開しないこととする。

○特重施設の審査については、公開する科学的・技術的内容が限定的であり、これよりも詳細にわたって審査の経緯や判断根拠の説明を加えることが困難であることを踏まえ、審査書案のうち公開した内容に対する科学的・技術的意見の募集は行わない。

以上

参考資料：「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」（平成27年1月14日 原子力規制委員会資料2）

特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて

平成27年1月14日
原子力規制庁

1. 背景

- 発電用原子炉施設の新規制基準適合性審査については、審査会合を公開で実施するとともに、資料も原則公開してきた^{※1}。ただし、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる施設の大規模な損壊に関する審査については、公開の審査会合において基本的な考え方を確認し、非公開の審査会合において具体的な手順等の審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開してきた^{※2}。

(※1：平成25年度第14回原子力規制委員会（平成25年7月10日）議題1、

※2：平成25年度第36回原子力規制委員会（平成25年12月18日）議題4）

- 発電用原子炉施設の新規制基準において、特定重大事故等対処施設は、信頼性向上のためのバックアップ対策として、同基準施行後5年間は適用しないことができるとされている。この特定重大事故等対処施設に関する申請（以下、「特重申請」という。）は、以下のとおり提出された。

平成26年12月15日 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所（1、6、7号機）

平成26年12月16日 電源開発(株)大間原子力発電所

平成26年12月25日 関西電力(株)高浜発電所（3、4号機）

2. 対応方針

特重申請の審査については、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮し、以下の取扱いとする。

- 公開の審査会合において、特定重大事故等対処施設の基本的な考え方を確認する。
- その上で、具体的な施設の仕様や配置場所等については、非公開の審査会合において審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開する。

(参考)

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（抜粋）

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。